

第43回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成18年9月12日(火) 13:30~15:30

2. 開催場所：日本電気協会4階B・C会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 関根(東京理科大学)

【委員】

湯原(東京大学)

堀川(元大阪大学)

村岡(電気学会)

山口(火力原子力発電技術協会)

横倉(武蔵大学)

黒田(発電設備技術検査協会)

田辺(電力土木技術協会)

林(東京電力)

鈴木(水門鉄管協会)

水野(日本電線工業会 高山代理)

鈴木(中部電力 越智代理)

渡辺(関西電力 森本代理)

能見(電気事業連合会 田中代理)

平野(電気保安協会全国連絡会議)

近藤(日本電機工業会)

【委任状提出】

正田(東京理科大)

田中(日本鉄鋼連盟)

野本(元東京大学)

飛田(東京都地域婦人団体連盟)

武田(電力中央研究所)

秋山(元東京大学)

【欠席】 國生(中央大学)

奥村(電気設備学会)

井上(日本電設工業協会)

【参加】 成瀬, 山口, 銭, 田口(原子力安全・保安院 電力安全課)

竹野

【説明者】 [送電専門部会] 川浪(九州電力), 山本(日本電気協会)

【委員会幹事】 蝦田(日本電気協会)

【事務局】 浅井, 白川, 池田, 氏家, 古川, 吉田(日本電気協会)

4. 配布資料：

- | | |
|-----------|--|
| 資料 No. 1 | 第42回 日本電気技術規格委員会 議事要録(案) |
| 資料 No.2-1 | 日電協 18 技基第 385 号 「電気設備の技術基準」解釈第 124 条の改正案に関する審議,承認のお願いについて |
| 資料 No.2-2 | 「電気設備の技術基準」解釈第 124 条の改正案について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等 |
| 資料 No.3 | 経済産業公報抜粋 |
| 資料 No.4 | 日本電気技術規格委員会規格の書き方についての検討結果(案) |
| 資料 No.5 | 平成 17 年,18 年度に国へ要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況 |
| 資料 No.6 | 前回日本電気技術規格委員会からの JESC の HP への質問について |
| 資料 No.7 | 委員交代について |
| 資料 No.8 | 日電規委 18 第 020 号 発電用火力設備の技術基準の解釈の改正のお願い(抜粋) |

5. 議事要旨：

5-1. 委員出席数の確認

- (1) 委員のうち 7 月の所属団体での異動により 5 名の委員が変更になったことを,委員会幹事から,資料 No.7 で報告した。
- (2) 委員長の指示により委員会幹事が,出席者の確認を行い,定足数を充足している旨,報告をした。その結果,委員長により委員会の成立が確認された。
現委員総数 :25 名
委員会出席者:22 名(委任状 6 名を含む。定足数の 2/3(18 名)以上)

5-2. オブザーバー参加者の確認

- (1) 電力安全課,成瀬課長,山崎班長,銭係長,田口技官の参加について,日本電気技術規格委員会規約第 14 条第 2 項に従い確認された。
- (2) 竹野氏の参加が日本電気技術規格委員会規約第 14 条第 3 項に従い承認された。
- (3) 電力安全課 成瀬課長から以下の挨拶があった。

最近,製品安全に係るトラブルが多く発生している。経済産業省としての製品安全について総点検し,再発防止に取り組んでいる。製品には電気を使っているものが多い。個々の製品に係る問題についてはメーカーが取り組む必要があるが,再発防止に関して規格が果たす役割は重要である。規格策定において,事故情報の活用が大切と考えている。JESC においても,事故情報の反映という観点も含めて規

格の評価をお願いしたい。

5-3. 第 43 回本委員会資料の確認

事務局から、資料の確認を行った。

5-4. 前回第 42 回本委員会の議事要録（案）の確認（資料 No. 1）

- (1) 委員長から、議事録の確認があり、既送付の議事要録案について、特にコメントが無かったことを委員会幹事より報告した。
- (2) 委員長から、前回承認した「電力貯蔵用電池規程」について、近頃新聞をにぎわしているソニーのリチウム電池に関し、規程を見直す必要があるかとの質問があり、委員会幹事から以下のように回答した。

「電力貯蔵用電池規程」は、電池の発火、焼損防止についての規定を設けているので、特に今回のことで早急に改定する必要はないと考えている。現在、国で検討委員会を設けて原因を調査しているので、その結果について注意し、もし必要ならば規程の改定を行う予定である。
- (3) 前回委員会議事要録案は、確認の結果、承認された。

5-5. 「電気設備の技術基準」解釈第 124 条の改正要請について(資料 No.2-1,2-2)

題記案件について送電専門部会から資料 No.2-1 で審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体からの意見、パブリックコメントの受け付け及び専門部会と兼務されている委員会委員が 1 名いることを、資料 No.2-2 に基づいて報告した。

その後、送電専門部会から詳細説明を行った。その結果、解釈改正案の記載方法について、事務局で電力安全課と調整し、委員長の了解を得て、電力安全課に要請することが承認された。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

- Q; 解釈には、距離についての記載が色々あるが、解釈第 124 条で水平距離の計測基準点を規定すると他の条項に影響はないのか？
- A; 水平距離は省令第 48 条にのみ規定されていることから、他の条項への影響はない。
- Q; 計測基準点というような内容は、解説に記載するのが普通と考えるが、解釈本文に記載するのか？
- A; 省令第 48 条に水平距離は 3m 以上でなければならないとの規定があるので、解釈第 124 条に水平距離の測定方法について具体的に記載するものである。
- Q; 解釈の改正案は、カッコ書きが 2 重でわかりにくい。簡潔に判りやすく記載したらどうか？
- A; 他の解釈条文を参考にして改正案を作成した。最終文面の表現は、電力安全課で決定されることになるので、変更される可能性があるが、現状の改正案は解釈条文の

横並びから特に問題にならないと考えている。

C; (委員長) 改正要請の表現は、電力安全課と調整し、幹事と委員長で確認することにした。

Q; 改正案の技術的根拠は、建造物の付属物が燃えても電線は温度が閾値を越えないので大丈夫ということか？

A; 技術的に確認した結果、電線の温度上昇は低く、問題ないということである。それを“簡易な構造”と表現したものである。

Q; 解釈改正案に「火災の恐れがないとき」との内容が記載されているが、この表現は削除できないのか？

A; 省令第 48 条に火災による影響と明記されているので、削除はできない。

Q; 火災による 3m を議論しているが、先月のクレーン船などの問題もあり、もっと大きい問題があるのではないか？

A; (電力安全課) クレーン船による事故は、クレーン船がクレーンを立てて航行しなければ起きなかった。この問題は、現在国交省と連携して対策を検討している。電気設備の技術基準上、送電線の水面上の高さは、水上交通に支障がないようにすることとされており、実際には、水面の管理者と協議して決めている。今日議論されている改正案は、地上での特別高圧電線との水平距離 3m 以内に建造物を建ててはならないという要求に関し、現実には起きる問題を解決するために、建造物について整理しようとしているものであり、水面上の高さの問題とは別である。

A; (林委員) クレーン船の件では、御迷惑をお掛けした。電力事業者としてお詫びしたい。今後、ソフト面、ハード面の両面で安全確保と電力供給確保について考えて行きたい。今回の解釈第 124 条の改正要請案も、特別高圧の送電線に対しソフト面から合理的な内容で纏められており、ありがたい。

Q; クレーン船の件で、杭を打って作業する予定となっていた。杭を打って船を固定すると船は建造物になるのか？

A; (電力安全課) 河川については、専用使用について厳しく規制されていることを踏まえて、陸上とは別の扱いになっている。

5-6 日本電気技術規格委員会規格の書き方についての検討結果の報告

(資料 No.4)

前回委員会で、委員長から指示があり、日本電気技術規格委員会の規定の末尾の表記について検討会で審議した結果を事務局から報告した。

審議の結果、規約細則に記載する“規定の記載方法について”の表の位置を一部移動することで承認された。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

Q; 推奨には、技術的に良いものを推奨する場合と、いくつかの選択肢があり標準化の

観点から推奨する場合がある。報告書に記載されている推奨は、どこまで考えているのか？

A; 今回の検討では、技術的推奨と標準的推奨を区別していない。しかし、JESC規格は電気保安の観点から定めたものであり、技術的な推奨になっている。

C; 需要設備の分野では、電技解釈は義務的事項に区分している。今回の案では、解釈は勧告的事項が基本とされている。これでは、需要設備の分野は困る。

A; 電技解釈は、技術的根拠があれば他の方法も許容しているため、勧告的事項を基本とした。しかし、規格を使用するユーザが異なると、規格の使用方法も相違するので、規定の技術的内容から各専門部会が、義務的事項か勧告的事項かを区分し、その定義を規格毎に明確にすることにしたので問題ないとする。

Q; 専門部会として解釈を義務的事項に区分して問題ないのか？

A; 各専門部会で判断し、当該規格で定義を明確にすれば問題ない。

C; 今回の報告書では、勧告的事項は、“他の方法を選択する場合は、合理的な根拠が必要で、その説明責任を有する”と明記されており、運用上、問題はないように纏められている。

C; 発電用ボイラー規程のページの件は、是非見直して推奨するとの記載から変更して欲しい。

A; 規約細則に“規定の記載方法について”を記載し周知を図っていく予定である。総てのJESC規格を規約細則に従って一斉に見直すことは、物理的に不可能なので規格の次の改定に合わせて見直しを行う予定である。

しかし、発電用ボイラーについては、今回の議論の発端になった規格であり、今回の報告書に従い、早急に見直しを行う予定である。

Q; 義務的事項、勧告的事項の分類は、専門部会毎に決めるという表 1はわかり易いが、規約細則に添付する“規定の記載方法について”に記載するのか？

A; 記載する。表はまとめて最後に記載している。

C; 報告書の書きの方が判りやすい。

A; 表の位置は見直す。

6. その他 報告・連絡事項

6-1. 平成16年、17年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告(資料No.5)

前回委員会以降、国に要請する案件で、進捗のあった事項を報告した。前回委員会以降、配電案件の2件が、6月2日付けで経産公報に解釈改正として掲載された。また、電力安全課に説明の上、要請することになっていた「平成17年度火技解釈改正要請」は9月6日に電力安全課へ提出したことを報告した。

6-2. 日本電気技術規格委員会 HP への質問についての報告（資料 No.6）

JESC の HP に外部から問い合わせのあった内容を資料 No. 6 で紹介した。これらの質問は、JESC 以外の質問も多いが、すべて掲載していることを報告した。

6-3 国に要請した「平成 17 年度火技解釈改正要請」の紹介（資料 No.8）

9 月 6 日に電力安全課に提出した「平成 17 年度火技解釈改正要請」の抜粋を紹介した。（詳細の説明は省略）

6-4 その他

- (1) 次回 JESC 委員会は、平成 18 年 11 月 24 日（金）14:00 から開催することになった。また、委員会終了後、懇親会を開催することにした。

以上